

声 明

2007年1月30日

鹿児島「中国残留日本人孤児」訴訟原告団

本日、東京地裁は、原告である「中国残留日本人孤児」の切なる願いであった「日本人として人間らしく生きる権利」をふみにじって、国家賠償請求をみとめない判決を言い渡しました。私たちは強い怒りをこめて、この判決に抗議します。断じて、この判決を認めるわけにはいきません。

判決は、「中国残留日本人孤児」を早期に帰国させるために国が果たすべき義務を認めませんでした。また、国の自立支援義務も認めませんでした。「戦争に伴う被害だからしかたない」とでもいうような、血も涙も感じられない、こんな判決があっていいのでしょうか？

私たちは、この判決にくじけることなく、「中国残留日本人孤児」が「日本に帰ってきて本当によかった」と思える日がくるよう、この問題の全面的な解決にむけて、これからも、国の責任を追及し、まもなく結審をむかえる鹿児島地裁ではなんとしても勝訴の判決をかちとりたいと思います。

これまで支援していただいた県民のみなさん、これからもご支援よろしくおねがいします。